

議案第 82 号

議決第 号

## 始良市支所設置条例制定の件

始良市支所設置条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

始良市長 湯元 敏浩

## 始良市支所設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を置く。

（名称、位置及び所管区域）

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（始良市総合支所設置条例の廃止）

2 始良市総合支所設置条例（平成22年始良市条例第11号）は、廃止する。

（始良市公告式条例の一部改正）

3 始良市公告式条例（平成22年始良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「加治木総合支所」を「加治木支所」に、「蒲生総合支所」を「蒲生支所」に改める。

## 別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
加治木支所	始良市加治木町本町253番地	始良市のうち、平成22年3月22日における加治木町の区域
蒲生支所	始良市蒲生町上久徳2399番地	始良市のうち、平成22年3月22日における蒲生町の区域